契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	非常通報装置一式買入	24:通信用機器	テルウェル西日本(株)	5,263,500	令和4年1月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	非常通報装置一式(その2) 買入	24:通信用機器	テルウェル西日本(株)	8,421,600	令和4年2月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	令和3年度 全有機炭素計 ほか3点 修繕	28:理化学機器	(株) 島津アクセス	5,797,000	令和4年2月8日	地方公営企業法施行令第 21条の 14 第1項第 2号	G31	
4	東住吉区役所ガス吸収式冷温水機冷暖切替弁修 繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	968,000	令和4年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリパック 買入	24:通信用機器	富士通Japan(株)	2,398,000	令和4年2月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	パルスオキシメーター(その7) 買入	27:医療用機器	エア・ウォーター西日本 (株)	33,176,000	令和4年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用

1 案件名称

非常通報装置一式 買入

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報装置は、緊急事態発生時に非常ボタンを押下することにより自動的に稼働を開始し、あらかじめ録音済みのメッセージ(施設名称や所在地等)を大阪府警本部通信指令室へ直接送信できる装置であり、緊急性が高い事象として直ちにパトカー等が緊急出動する仕組みとなっている。

大阪府内で非常通報装置を設置するには、平成31年3月27日警察庁丙地発第16号、 丙生企発第61号「非常通報装置の設置及び運用について(通達)」に定める非常通報 装置の各要件を満たし、大阪府警本部長の承諾を得る必要があるが、当該条件を満 たす製品を西日本で販売する唯一の業者がテルウェル西日本株式会社である。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 (電話番号 06-6208-8138)

1 案件名称

非常通報装置一式(その2) 買入

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報装置は、緊急事態発生時に非常ボタンを押下することにより自動的に稼働を開始し、あらかじめ録音済みのメッセージ(施設名称や所在地等)を大阪府警本部通信指令室へ直接送信できる装置であり、緊急性が高い事象として直ちにパトカー等が緊急出動する仕組みとなっている。

大阪府内で非常通報装置を設置するには、平成31年3月27日警察庁丙地発第16号、 丙生企発第61号「非常通報装置の設置及び運用について(通達)」に定める非常通報 装置の各要件を満たし、大阪府警本部長の承諾を得る必要があるが、当該条件を満 たす製品を西日本で販売する唯一の業者がテルウェル西日本株式会社である。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 (電話番号 06-6208-8112)

1 案件名称

令和3年度 全有機炭素計 ほか3点 修繕

2 契約の相手方 株式会社島津アクセス大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、全有機炭素計、分光光度計、ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析 計及びシアン用ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計(株式会社島津製作所 製)の部品交換、各部の清掃及び調整を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、 本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本 装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社島津製作所から保守点検・修繕業務を移管されている、株式会社島津アクセス大阪支店が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所豐野分室(電話番号072-825-4710)

1 案件名称

東住吉区役所ガス吸収式冷温水機冷暖切替弁修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

地下 1 階の冷温水機は全館空調に使用する冷水・温水を発生させる装置であり、現在、冷房と暖房を切り替えるための弁が動作しないため冷房への切り替えができない状態にある。

修繕については、設備の一部を分解し冷暖切替弁を交換の上、再度組み立てる必要があるが、冷温水機は上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、冷暖切替弁は他社製品との互換性がなく、組み立て後の運転調整も含めて独自の技術が必要となる。そのため、唯一この技術を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課

(電話番号 06-4399-9626)

1 案件名称

消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリパック買入

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

消防救急デジタル無線は、災害時の部隊活動を効率的に行い、情報収集及び警防活動等の充実強化を図るものであり、本製品は、当局が保有している富士通株式会社製デジタル可搬型無線機(TA08017-B393)に使用するバッテリパックである。当該無線機に使用するバッテリパックは、純正品以外では互換性が無く、機器の性能及び動作が保証されていない。

富士通株式会社が消防・救急デジタル無線に関する修理、メンテナンス全般、消耗品販売の大阪市下における唯一の販売部門としている上記業者が本業務を履行することができる唯一の販売業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(通信設備) (電話番号 06-4393-6562)

1 案件名称

パルスオキシメーター(その7) 買入

2 契約の相手方

エア・ウォーター西日本株式会社

3 緊急随意契約理由

本市におけるパルスオキシメーターの導入については、新型コロナウイルス第3波での新規陽性者数の急増に伴い、自宅療養を余儀なくされる方々の中で病態の急変により重篤な状態となるケースが全国的に報告されたことから、令和3年2月より健康観察等を必要とする自宅療養者へ貸与しており、以後、今日まで対象範囲の拡充や感染者数の推移に適切に対応し、令和3年12月20日には、再拡大が懸念される第6波に向け、事前8,000台を追加で確保し、計24,000台を事前に準備しているところである。

しかしながら、令和3年11月24日南アフリカで発見の報告があったオミクロン株は、瞬く間に世界各地で従来のデルタ株と置き換わり、本邦においては11月30日に空港検疫で発見された後、12月22日に国内市中感染を確認、本市においても年明けから市内新規陽性者数が前例にない勢いで増加しており、当初1日あたり1,700名と想定していた第6波は、本年2月17日までの直近2週間平均で1日あたり4,600名を超える等、今なお想定を上回る状況が続いている。

そのため、2月1日からは「50 歳未満軽症者への貸与は希望者のみ」とするなど、 運用を変更して対応しているが、その場合にあっても再度、試算したところ3月中旬に は最大で8,000 個の不足が生じ、当該製品を必要とする自宅療養者への貸与できない 状況に陥る可能性が判明した。

国においては全国のコロナ感染者については2月初旬にピークアウトしたとしつつ

も当面は多くの地域で医療提供体制の逼迫、重症病床使用率の増加傾向が続く可能性があることにも言及しており、引き続き予断を許さない状況となっている。

そのため早急に想定される不足数の追加確保を行うべきであるが、一般競争入札に付する暇が無く、複数の業者で比較見積した結果、上記業者が一番安価であったため随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課(電話番号 06-6647-0739)